

令和 3 年度

名古屋市の行財政に対する県費補助
及び県の施策等に関する要望

名 古 屋 市

目 次

1	県任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進・・・	1 頁
2	新型コロナウイルス感染症対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
3	リニア中央新幹線開業に向けた名古屋駅ターミナル機能の強化・・	4 頁
4	東山動植物園の再生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 頁
5	名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援・・・・・・・・・・・・	10 頁
6	防災対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12 頁
7	安心・安全なまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18 頁
8	医療保険制度への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20 頁
9	医療・介護体制等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22 頁
10	医療費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26 頁
11	教育行政の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27 頁
12	「あいち森と緑づくり事業」と本市施策との連携・・・・・・・・	31 頁
13	国直轄事業の県負担金に対する市負担の見直し・・・・・・・・	32 頁

1 県任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進

○本市に対する任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進

令和3年度の本市財政を見通すと、市税収入は令和2年度当初予算を大幅に下回る見込みであり、歳出においては、福祉や医療などの義務的な経費の伸びが引き続き避けられないことから、依然として厳しい状況にありますが、低迷する社会経済活動を回復させるため、公共投資に積極的に取り組む必要があります。加えて、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、引き続き感染症の影響について注視しつつ、その対策を講じる必要があります。

本市においては、直接住民と向き合う基礎自治体である市町村として、必要な住民サービスを確保しつつ、行財政改革に取り組むなど、最大限の努力を行っているところです。

こうした中、本市における県からの任意補助金は令和2年度予算で約101億円であり、医療費助成などの本市施策を実施するうえで貴重な財源となっています。

県におかれては、目下の新型コロナウイルス感染症対策のほか、名古屋圏とりわけ愛知の発展のため、イノベーションの創出・創業等支援など新たな価値を創造する産業の振興や産業交流の促進、観光資源等の魅力向上・発信など本市に係る県の施策に取り組まれているところですが、今後も第20回アジア競技大会の開催、リニア中央新幹線の開業を控えているほか、中部国際空港の二本目滑走路を始めとする機能強化を早期に実現するためにも、今まで以上に県・市協調で各事業を推進していく必要があります。

県におかれては、必要な市民サービスを確保できるよう、また、市町村の財政状況・人口等を勘案し、本市に対する任意補助金を充実・確保するとともに、本市に係る県の施策等を推進することを要望します。

2 新型コロナウイルス感染症対策の充実

(防災安全局、保健医療局、感染症対策局、経済産業局、
観光コンベンション局、都市整備局)

○感染防止策の充実と医療体制の整備

○経済活動の回復

(1) 感染防止策の充実と医療体制の整備

本市においては、令和2年2月14日に初めて新型コロナウイルス感染症患者が発生して以来、早いうちからのきめ細かな健康観察等により、初期対応に尽くしてきているところです。

人口や産業が集積し、圏域の中核である本市を始めとした大都市部では、たびたび多数の陽性者が発生している一方、感染症対応の最前線である保健所や地方衛生研究所を有し、医療機関等も集積していることから、人的・物的資源を最大限に活用し、今後の感染拡大の防止に備え、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策への備えを万全にしていく必要があります。

県におかれては、以下の点について感染防止策の充実と医療体制の整備を推進するよう要望します。

- ア 医療機関が必要とする医療物資を迅速かつ円滑に供給する体制を構築すること。
また、市町村が実施する医療物資の備蓄等に対する支援を行うこと。
- イ 検査機関が行うPCR等検査機器の整備に対し、引き続き補助を行うこと。
- ウ 愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金の交付については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の休業要請に伴う事業者等への支援であることから、県が責任をもって実施し、必要な財源は全て県が負担すること。

- エ 医療機関に対し空床確保等の協力を求めるとともに、安定的な経営を行うため、患者受入に対する支援を充実・強化すること。
- オ 県内の全保健所と消防機関が連携し、全県的な医療提供体制を確保するシステムを構築すること。
- カ 市町村と共同で事業を実施しようとする場合は、事前に十分な協議を行った上で制度設計をすること。

(2) 経済活動の回復

4月から6月期の実質GDP改定値の成長率は、年率換算でマイナス28.1%となり、地域経済にも大きな影響が生じています。本市では、この圏域の中核都市として、新しい生活様式を実践し、感染拡大防止と社会経済活動を両立することで、雇用の維持と経済の活性化に取り組み、住民生活の支援等を進めていく必要があります。

県におかれても、以下の点について経済活動の回復を推進するよう要望します。

- ア 消費喚起策として効果的なプレミアム商品券発行事業については、国において事業を実施するよう要望しているところであるが、県においても事業の実施に向けて、本市と連携の上取り組むこと。
- イ 国の施策の効果が当地域における観光関連産業に確実に行き届くよう、国施策と連動した地域独自の施策の実施及び、当地域の内外観光需要の回復に向けた広域観光の推進に県市連携して取り組むこと。
- ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための混雑緩和対策に資する地下鉄の整備に対する補助を行うこと。

3 リニア中央新幹線開業に向けた名古屋駅ターミナル機能の強化

(都市整備局)

○名古屋駅ターミナル機能の強化に向けた取り組みに対する補助

リニア中央新幹線開業がもたらすインパクトを中京大都市圏全体に波及させ、付加価値の高いモノづくりやイノベーションを促進し、世界的なモノづくりの拠点としての産業力、創造力、魅力の一層強化に繋げていくことが圏域にとって重要な課題となっています。

こうした中、名古屋駅は、国内外からの来訪者の増加が予想され、セントレアと並び圏域の玄関口となることから、中京大都市圏の顔としてふさわしい機能・空間が求められます。このため、空港並みの広域交通ターミナル機能や、高質な空間・サービスに加え、災害時の安全性を備えたスーパーターミナル化が必要であり、県内各市から期待の声も上がっています。

名古屋駅のターミナル機能強化は、駅周辺の地上・地下空間を再整備することで乗換利便性を高め、セントレアや、日本一の産業県を支える三河地域とのアクセス性を向上させるとともに、高速道路とも接続強化を図ることで、リニア中央新幹線開業のインパクトを広く圏域に波及させるものです。乗換えや滞留・滞在のための空間は、災害時には帰宅困難来訪者の安全確保施設として、また周辺施設への安全な移動空間となり、圏域内外の人々の交流空間の安全性を高めます。

その実現を目指し、本市では、令和2年度は都市計画決定した地上駅前広場の工事に着手し、令和3年度は駅東側の地下広場等の都市計画手続きを進める等、地上・地下ともに事業を本格化させてまいります。

こうした中、事業を着実に進めるためには、圏域全体に様々な効果をもたらすリーディングプロジェクトとして、国、自治体、鉄道事業者など民間事業者や経済界が一体となり、また、県と市においてもこれまで以上に連携して取り組んでいく必要があります。なお、現在、「名古屋駅スーパーターミナル化推進費補助金」の対象経費は設計費を、対象事業範囲は乗換空間等を、

補助率は3分の1となっています。

この事業の重要性と広域性を踏まえ、「名古屋駅スーパーターミナル化推進費補助金」の対象経費を整備費にも拡大するとともに、対象事業範囲の拡大及び駅前の利用実態も踏まえた補助率の引き上げを要望します。

拡充を要望する対象事業について

要望事項

【対象経費の拡大】

(現行) 設計費

(要望) 整備費にも拡大

【対象事業範囲の拡大】

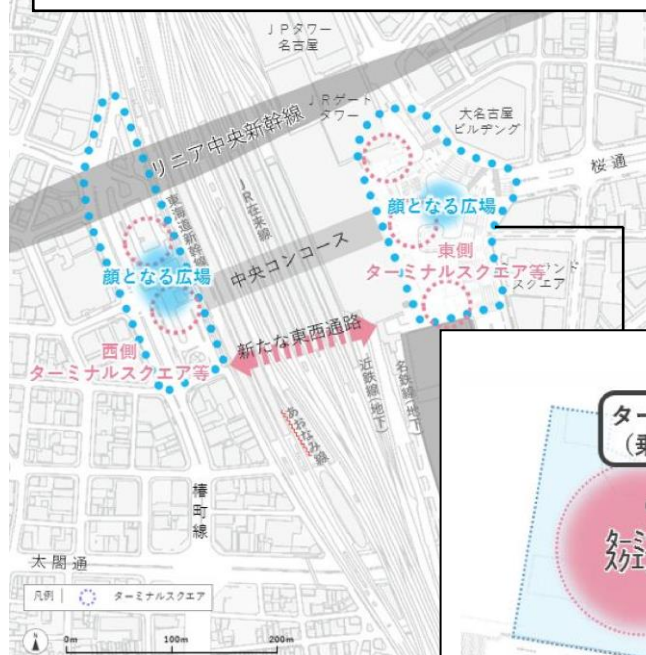
●●●● 現行の対象事業範囲

●●●● 拡大を要望する対象事業範囲

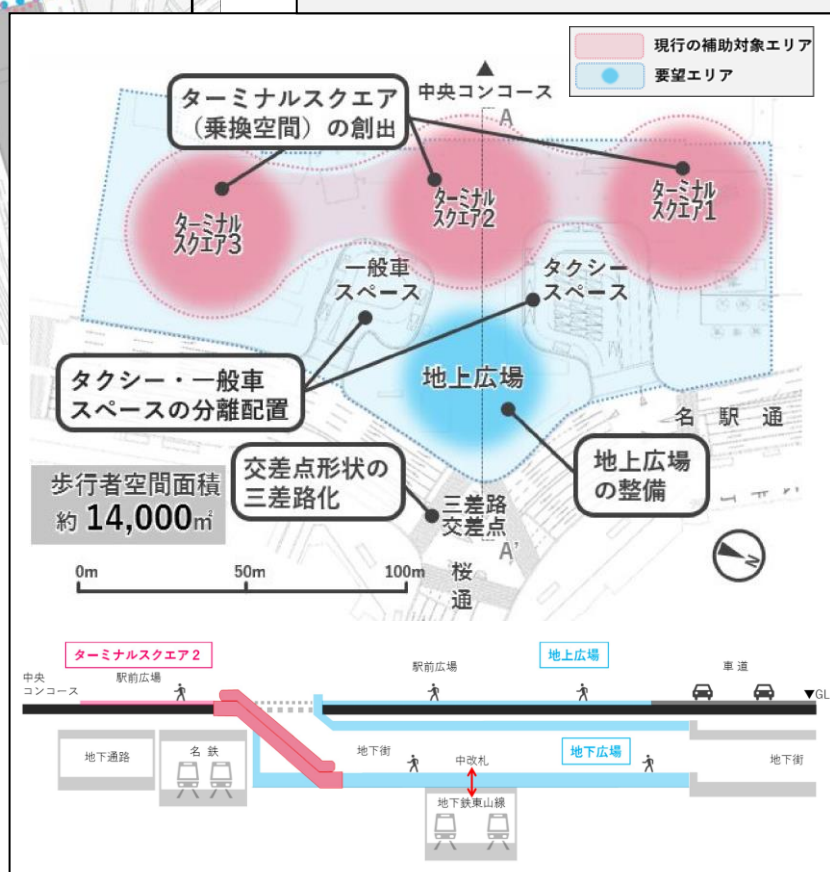
【補助率の引き上げ】

(現行) 3分の1

(要望) 2分の1



名古屋駅東側駅前広場の整備イメージ



名古屋駅ターミナル機能強化の必要性

(リニア開業による圏域への波及効果イメージ)

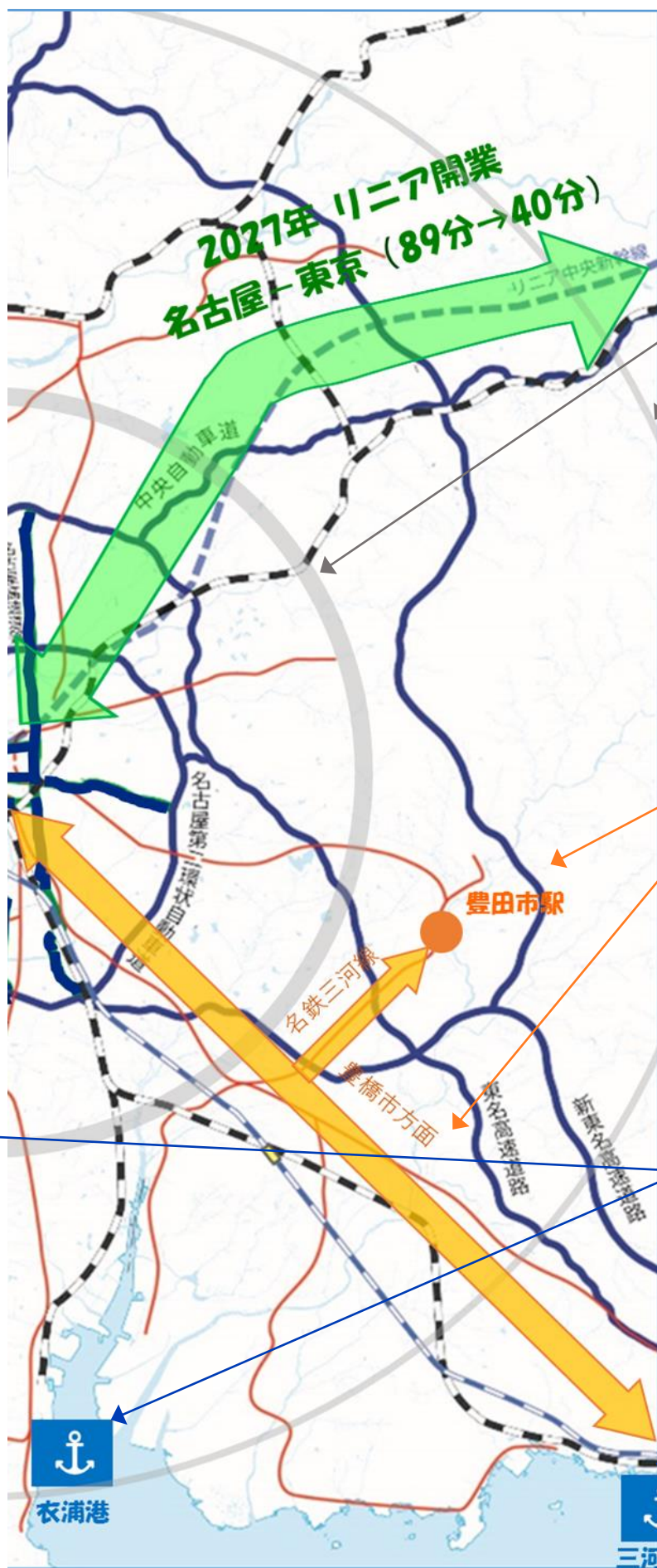
陸の玄関口としての利便性と防災性の向上

- ・駅利用者の増加が見込まれる中、利便性の高い乗換空間を確保
(災害時の安全確保のための空間としても機能)



空の玄関口である セントレアとのアクセス性向上





圏域全体への波及

名古屋駅から
三河方面への速達化

道路ネットワークとの接続強化、
港湾とのアクセス性向上

4 東山動植物園の再生

(都市整備局)

○東山動植物園の再生整備に対する補助

東山動植物園は、約400haのまとまった緑地を有する貴重な緑の拠点である「なごや東山の森」の中心であり、例年、年間250万人を超える来園者が訪れます。また、来園者の約3割が名古屋市民を除く愛知県民であり、県民にとって最も親しまれている動植物園として、欠かせない存在であるとともに、大都市の中で緑に親しめる重要な場となっています。

本市では、「人と自然をつなぐ懸け橋へ」を目標とした「東山動植物園再生プラン」に基づき再生整備を進めており、令和2年度にはレッサーパンダ舎がオープン予定など、多くの来園者から好評をいただいています。今後も順次リニューアルされる東山動植物園への大きな関心や期待が寄せられており、令和3年度においては、アジアの熱帯雨林エリアの整備などを予定しています。

県民にとってのこの事業の重要性を踏まえ、東山動植物園の再生整備に対する補助の創設を要望します。

ゾーン計画図



アジアゾーン（アジアの熱帯雨林エリア）の整備イメージ



5 名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援

(県民文化局)

○名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援強化

名古屋フィルハーモニー交響楽団は、昭和41年の創立以来、中部圏を代表する本格的な専門交響楽団として活動しています。

これまでも、文化庁より芸術作品賞を受賞したほか、舞台芸術創造活動活性化事業にも採択されるなど高い評価を得ています。国内トップレベルの交響楽団を目指して、話題性と注目度の高いプログラムや初演作品に取り組むとともに、幅広い演奏活動を行うなど、さらなる音の向上に取り組んでおり、今後益々の活躍が期待されます。

また、地域に愛される楽団として、その演奏活動は名古屋市内はもとより広く県内各地に及び、音楽文化の普及、発展に大きく寄与しています。

しかしながら、経営の健全化に格段の努力を尽くしているにもかかわらず、同楽団の経営状況は極めて厳しい状況にあります。そのため、本市においても、その指導、援助の強化について努めているところです。

同楽団の果たす役割や経営状況などを踏まえ、支援の強化について要望します。

演奏会開催状況

(単位：回)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
愛知県	94	85	87
愛知県外	20	21	17
計	114	106	104



○定期演奏会（愛知県芸術劇場 コンサートホール）



○県内各地における演奏活動（豊田市コンサートホール）

6 防災対策等

(農林基盤局、建設局、都市整備局、建築局、環境局、防災安全局)

- 震災対策の推進
- 治水対策等の推進
- 大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上
- 地下鉄の安全対策等

本市及び県においては、国土強靱化地域計画に基づく防災・減災対策を迅速かつ着実に推進しているところですが、本市では、平成30年度に熊本地震及び大阪府北部の地震の教訓や水防法の改正等を踏まえて策定した災害対策実施計画に基づき、災害対策を総合的かつ計画的に進めています。

(1) 震災対策の推進

発生が懸念されている南海トラフ巨大地震による被害は、東日本大震災発生後に本市の実施した被害想定によれば、これまでの予測を大きく上回るとされています。特に本市は、人口や建築物、企業活動のほか、県下の中核機能が集積する大都市であることから、甚大な被害の発生が懸念されるところです。

こうした状況を踏まえ、さらなる震災対策の推進が喫緊の課題となっています。

県におかれては、以下の点について震災対策を推進するよう要望します。

- ア 県管理河川及び砂防土えん堤等の耐震対策を推進するとともに、県から管理権限を移譲された本市管理河川の堤防の耐震対策に対する補助を創設すること。
- イ 民間住宅及び耐震診断義務付け対象建築物等の耐震診断・改修等を促進するため、必要な事業費の確保を図ること。

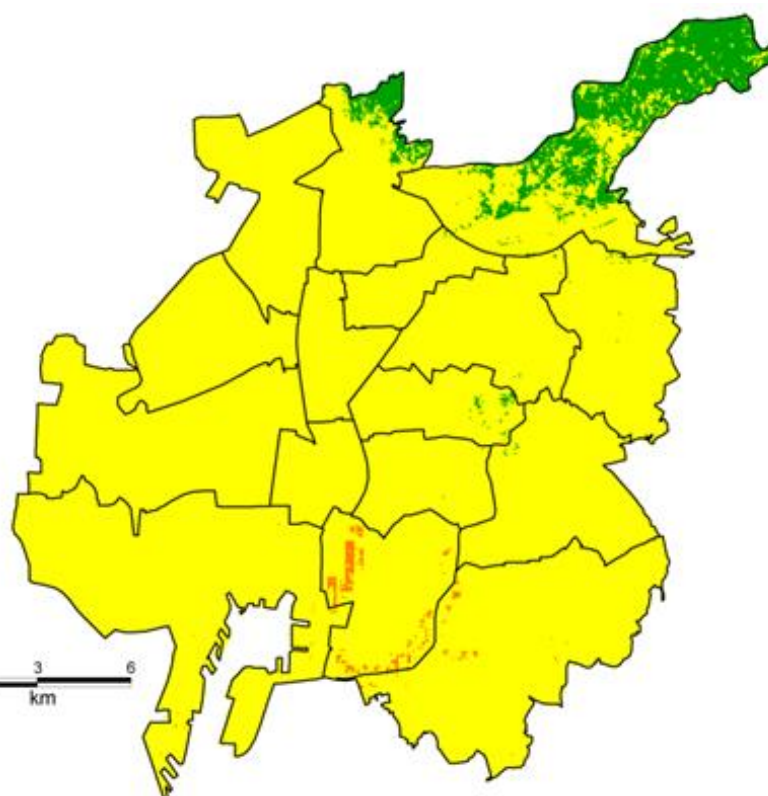
南海トラフ巨大地震の被害想定（過去の地震を考慮した最大クラス）

震度分布

震度階級

- 7
- 6強
- 6弱
- 5強
- 5弱

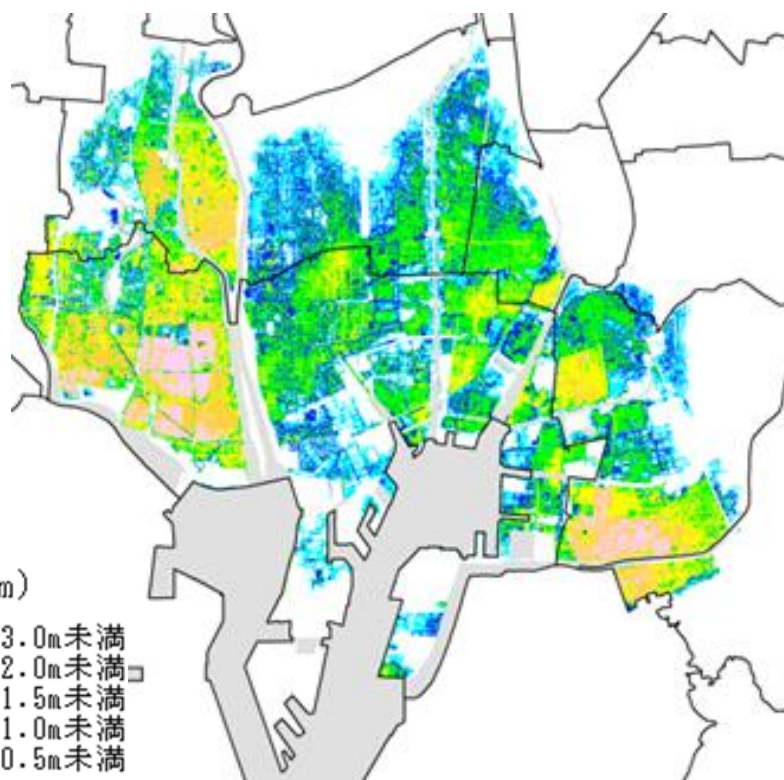
0 3 6
km



津波浸水範囲

浸水深(m)

- 2.0m以上 - 3.0m未満
- 1.5m以上 - 2.0m未満
- 1.0m以上 - 1.5m未満
- 0.5m以上 - 1.0m未満
- 0.3m以上 - 0.5m未満
- 0.3m未満



(2) 治水対策等の推進

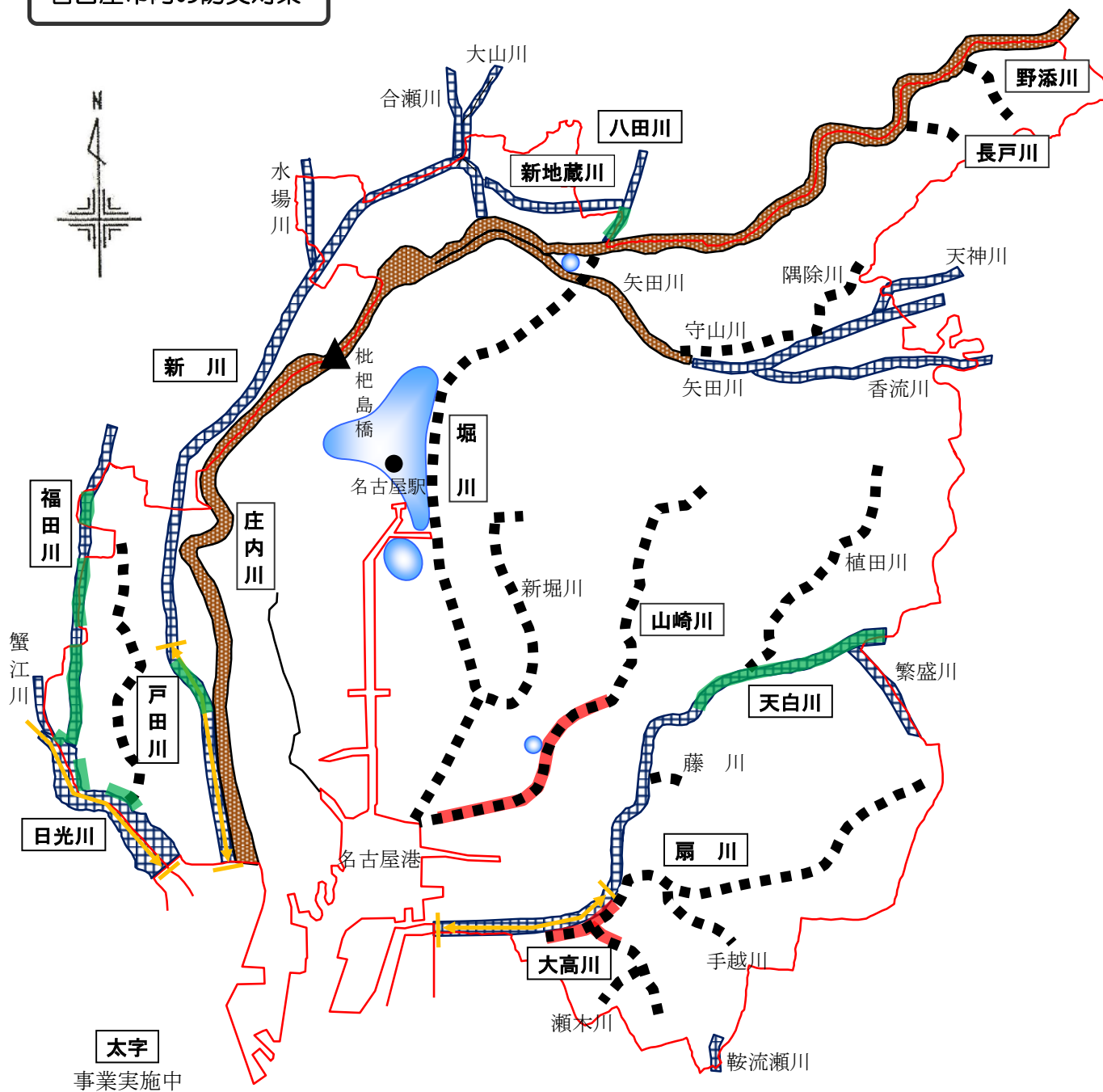
本市では、東海豪雨などの集中豪雨による浸水被害を受けて、河川改修を始めとして、流域における排水施設やポンプ場、さらには雨水貯留施設の整備等の総合的な対策に努め、一定の治水安全度の向上を図ってきました。しかしながら、過去5年間、毎年床上浸水が発生しており、さらなる治水対策を推進していく必要があります。一方で、平成30年7月豪雨では、西日本方面で多数の土砂災害やため池の破堤が発生していることから、土砂災害対策やため池等の施設の維持管理も重要であると認識しています。さらに、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨などの大雨により、全国各地で被害が発生しており、治水対策は喫緊の課題となっています。

また、水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の洪水、高潮からの広域避難の体制整備や、新たなハザードマップの作成などを着実に進めていく必要があります。

県におかれても、以下の点について治水対策等を推進するよう要望します。

- ア 県管理河川の改修の一層の推進を図るとともに、引き続き河川等の適切な維持管理に努めること。また、国直轄河川庄内川の改修の一層の推進について、引き続き国に対し働きかけること。
- イ 急傾斜地崩壊対策事業について広報に努め、土砂災害警戒区域等の崩壊対策を推進すること。
- ウ 水防法改正に伴う洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域を早期に指定すること。
- エ 河川上流部における下水道整備の促進など、河川の水質について改善を図ること。

名古屋市内の防災対策



(3) 大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上

大規模地震発生後に想定される、都心部における駅での滞留者などによる混乱へ対応するためには、企業と連携した帰宅困難者対策が必要であるとともに、帰宅困難者は市外からの来訪者が多いと想定されるため、県内市外や県外地域とも連携した対策が必要です。

また、広域にわたる大災害時に、情報集約・分析や防災活動を円滑かつ迅速に実施する体制を整備する必要があります。

なお、本市では、大規模災害発生時に市内被災者の救助を円滑かつ迅速に行えるよう、令和2年4月に災害救助法に基づく救助実施市となりました。

さらに、災害対応力の向上のため、防災活動拠点の機能維持や避難所の機能向上が必要です。

県におかれても、以下の点について大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上を図るよう要望します。

- ア 一斉帰宅の抑制、防災用品の備蓄を企業と連携して進めるとともに、長距離帰宅者のバスによる搬送や震災の影響の長期化に備えた滞在施設の確保など、帰宅困難者対策の一層の推進を図ること。
- イ 基幹となる広域防災拠点の早期の整備を引き続き国に働きかけること。
- ウ 本市が救助実施市として円滑かつ迅速に救助事務を実施できるよう、県市の連携を更に深めること。
- エ 南海トラフ地震等対策事業費補助金について対象事業の拡大や補助基準額の引き上げを行うなど、本市の防災施策に対する支援を充実すること。

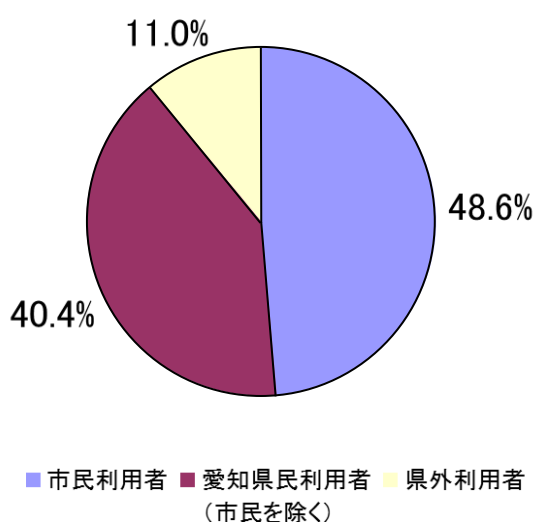
(4) 地下鉄の安全対策等

本市の地下鉄は、一日平均133万人を超える乗客を輸送し、本市市民を除く県民利用者の割合は40%にも及び、県民の貴重な移動手段となっています。

こうした中、安全最優先のもと、快適さや便利さを積極的に高めることにより、誰もが安心して利用できる地下鉄を目指し、東日本大震災の状況を踏まえた地下鉄構造物の耐震補強、ホームからの転落を防止するための可動式ホーム柵の整備、ホームと車両の段差・隙間の解消によるバリアフリー化、駅及びトイレのリニューアル、駅ホームの冷房化を行うとともに、変電所施設など鉄道施設の機能を計画的・効率的に将来にわたり維持していくための老朽化対策も進めています。

安全対策を始めとした地下鉄の整備に対する補助金の増額を要望します。

市民利用者、市民を除く県民利用者、
県外利用者の割合



地下鉄構造物の耐震補強



※耐震補強を施した中柱（イメージ）

※平成27年度大都市交通センサスより

7 安心・安全なまちづくり

(防災安全局、警察本部)

○安心・安全なまちづくりの推進

近年、犯罪の凶悪化、巧妙化、組織化、広域化が進み、市民は生活に不安を感じています。市内においては刑法犯認知件数や人身事故件数は減少傾向にあるものの、住宅対象侵入盗や交通事故の件数は依然として多く、また、特殊詐欺については被害額が前年同期比で増加しており、憂慮すべき状況です。

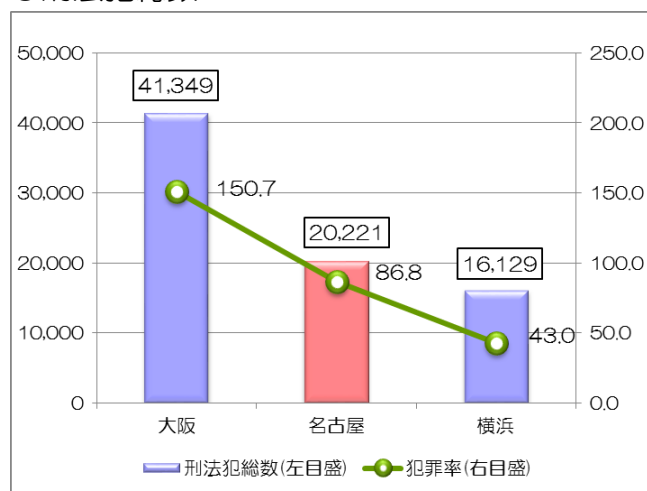
本市では、各区の「安心・安全で快適なまちづくり協議会」や地域において、学区一斉防犯パトロールなどの地域防犯や交通安全啓発活動、暴力団排除の推進など、様々な活動を実施しているところです。また、防犯カメラの設置など地域の犯罪抑止に有効なハード整備に対する補助を実施しています。さらに、令和元年度に全国で子どもが犠牲となる交通事故や高齢運転者による事故が相次いで発生したことを受け、本市の関係部局や県警により協議された交通安全対策をハード・ソフト両面から総合的に講じています。

市民の不安を解消し、安心・安全に生活できるまちとするため、以下の点について要望します。

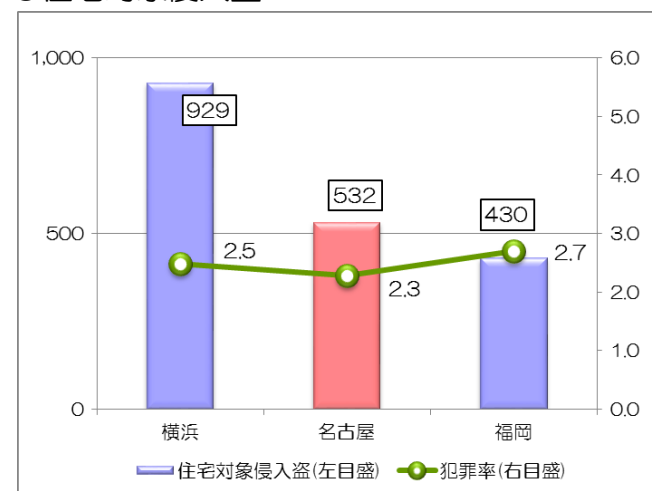
- ア 地域の自主的な防犯活動の支援や啓発などに県・市協調して取り組むこと。
- イ 住宅対象侵入盗をはじめ重点罪種などに対するパトロールや、自転車乗車中を含む交通違反に対する取り締まりの強化など、警察活動のさらなる充実を図ること。また、市民の安全確保に配慮した暴力団の排除を推進すること。
- ウ 子どもが日常的に集団で移動する経路をはじめとする道路における交通安全施設のさらなる充実を図ること。また、高齢運転者の交通安全対策を推進すること。

指定都市における刑法犯認知件数上位3市

○刑法犯総数

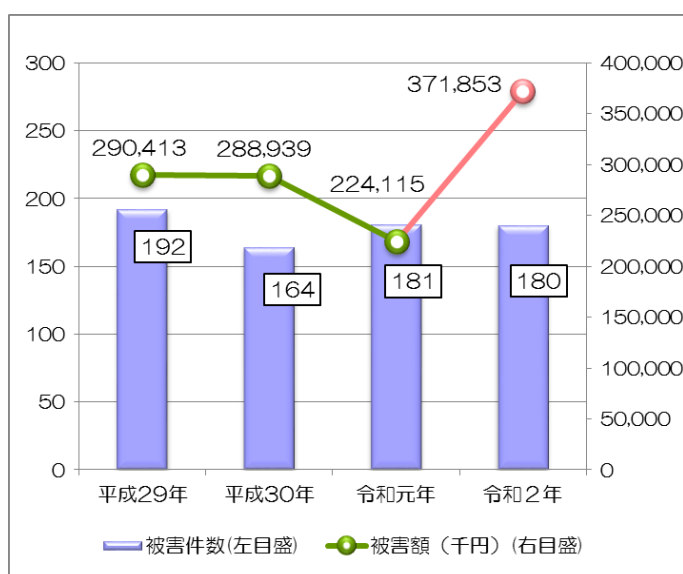


○住宅対象侵入盗



※愛知県警察本部生活安全総務課のデータより（令和元年中）
犯罪率は1万人当たりの刑法犯認知件数

特殊詐欺の被害件数と被害額の推移（8月末時点）



指定都市における交通事故死傷者数等上位3市

（単位：件・人）

	人身事故件数		死者数		負傷者数	
1位	大阪	(10,080)	横浜	(50)	大阪	(11,700)
2位	名古屋	(9,525)	大阪	(34)	名古屋	(11,301)
3位	横浜	(8,398)	名古屋	(33)	横浜	(9,699)

※大都市交通安全主管者会議「大都市交通事故データ」より（令和元年中）

8 医療保険制度への支援

(保健医療局)

○国民健康保険の被保険者負担に配慮した財政支援の充実

○愛知県後期高齢者医療広域連合の行う保健事業に対する補助

(1) 国民健康保険

国民健康保険は、被保険者が低所得者層を主体として構成されており、また、医療費が高額な水準で推移していることなどにより、非常に厳しい財政状況にあります。

こうした中、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度からは、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり事業運営において中心的な役割を担うこととされております。

平成29年12月に国民健康保険の運営方針が定められましたが、法定外一般会計繰入金などの赤字解消・削減の取り組みについては、被保険者の保険料負担が短期間で著しく増加しないよう配慮し、関係者の納得と理解が得られる範囲で現実的な赤字の解消・削減を進めていくものとされ、今後も県市間で協議していくこととなっております。

なお、福祉医療費支給事業の実施に伴って増加する医療費については、本市が県に対して納付する事業費納付金に反映されますが、その医療費増加分に対する保険者負担を緩和するための県独自の事業である国民健康保険事業費補助金は平成25年度をもって廃止されました。

国民皆保険制度における国民健康保険の重要性を踏まえ、被保険者の負担に配慮した財政支援の充実を要望します。

（２）後期高齢者医療制度

現在、後期高齢者医療制度の保健事業として、後期高齢者を対象に実施している健康診査の費用については、国が約３分の１を負担し、残りを後期高齢者が保険料として負担しています。

後期高齢者に対する健康診査は、疾病予防、介護予防、早期発見の観点から非常に重要であり、医療費抑制にも寄与すると考えられます。

高齢者の健康保持の重要性を踏まえ、愛知県後期高齢者医療広域連合の行う保健事業に対する補助の創設を要望します。

9 医療・介護体制等の充実

(福祉局、保健医療局、労働局)

- 医療・介護サービス提供体制の充実
- 名古屋陽子線治療センターに係る医療連携等
- 障害者就労支援の推進

(1) 医療・介護サービス提供体制の充実

重度な要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進が喫緊の課題である中、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年に必要な医療・介護サービス提供体制を整えるには、全国で医師が最大31万人、看護職員が最大205万人、介護職員が最大245万人必要となるという試算があり、医師及び看護・介護職員のより一層の確保対策が求められています。さらに、在宅療養者の症状の急変時における往診など住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう在宅医療体制を確保する必要があります。

また、現在、小児科や産科などの特定診療科における医師不足も引き続き懸案となるなど、全国的に医師・看護職員不足が深刻な状況となっています。愛知県医師確保計画によると、医師数の多寡を客観的に表す医師偏在指標が小児科・産科とも全国平均を下回っており、特に小児科では全国41位となり相対的医師少数都道府県に指定されています。加えて救急医療においては、輪番病院が減少しており、救急医療体制の確保にも大変苦慮しています。

これらの課題に対応するため、以下の点について、医療・介護サービス提供体制の充実を図るよう要望します。

- ア 地域医療介護総合確保基金を活用するなど、医師及び看護・介護職員確保対策、在宅医療体制のさらなる充実を図ること。
- イ 小児救急医療支援事業に対する助成の拡充などにより、救急医療体制の確保・充実を図ること。

小児科・産科医師の状況

区 分	全国平均	愛知県	(参考) 全国 1 位
人口10万人当たり 小児科医師数※2	106.2	89.2 (41位)	168.6 (鳥取県)
人口10万人当たり 産科医師数※2	12.8	11.9 (27位)	18.0 (東京都)

※1 「愛知県医師確保計画」(令和2年3月)より

※2 医師数は医師偏在指標の値を示す

○医師偏在指標…人口10万対医師数に医療需要や患者の流出入等地域の実情を考慮したもの

看護職員の状況

区 分	全国平均	愛知県	(参考) 全国 1 位
人口10万人当たり 看護職員数	1,275.7人	1,059.4人 (43位)	2,097.8人 (高知県)

※ 厚生労働省「衛生行政報告例」(平成30年末現在)より

今後必要となる介護職員の推計

区 分	平成28年度	令和2年度	令和7年度
国	190万人	216万人	245万人
名古屋市	4.1万人	4.7万人 (4.4万人)	5.3万人

※1 国推計は、「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」より。市推計は、平成28年度における介護職員数(全国値)に対する本市の割合を、各年度の国推計値に乗じて算出。

※2 令和2年度の()内の人数は実績値

(2) 名古屋陽子線治療センターに係る医療連携等

陽子線治療は、これまでの診療報酬改定によって小児腫瘍、骨軟部腫瘍、頭頸部悪性腫瘍、前立腺がんに対し健康保険が適用され、それ以外の適応となる治療については、先進医療として継続しています。

名古屋陽子線治療センターは、東海3県で初めての陽子線がん治療施設であり、がん診療連携拠点病院や大学病院等との連携体制を構築し、広域的な活用を目指しています。

また、本市では、適切な情報提供に努めるとともに、健康保険適用外の陽子線治療は患者の経済的負担が大きいことから、治療費の減免など患者負担の軽減策を実施しています。

がん患者が正しく陽子線治療を受けられるよう、陽子線を含む粒子線治療の広報・啓発、愛知県がんセンターを始めとするがん診療連携拠点病院、大学病院等との医療連携体制の構築及び人材交流、共同研究などの施設運営に対する協力、並びに患者負担の軽減に向けた取り組みを要望します。

(3) 障害者就労支援の推進

障害者の一般就労に向けて「障害者就業・生活支援センター」の果たす役割は益々大きくなっていますが、同センターの業務を行う者は都道府県知事が指定することとされています。

名古屋・尾張中部圏域にはそれぞれ障害者就業・生活支援センターがありますが、圏域の人口は、他の圏域と比べても3倍以上と突出して多く、人口規模に応じた体制が必要です。

障害者の一般就労を一層推進するため、障害者就業・生活支援センターについて、人口規模に応じた体制となるよう、その強化を要望します。

名古屋陽子線治療センター



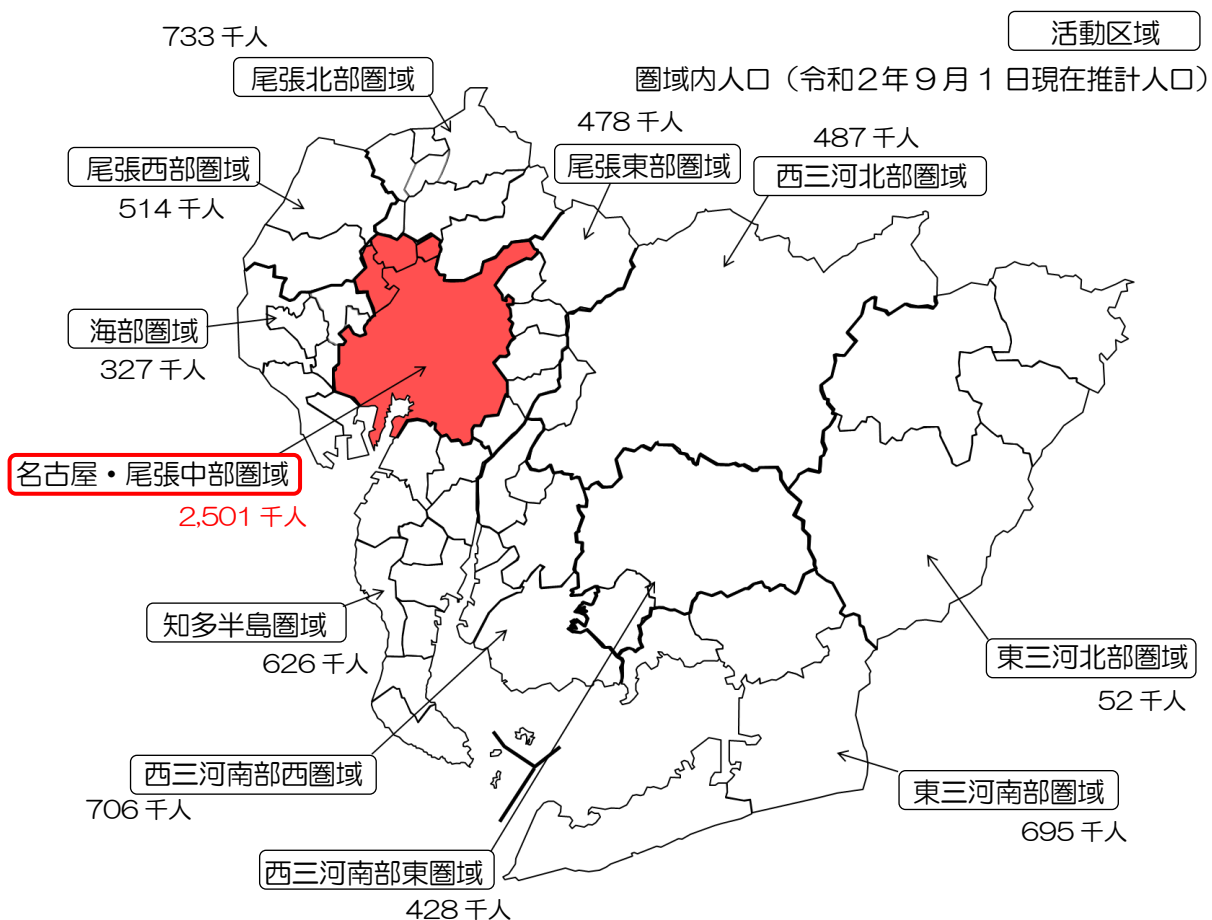
○居住地別治療患者数

居住地	人数
愛知県 (名古屋市を除く)	1,512
名古屋市	1,215
その他	865
合計	3,592

※開設～令和2年9月末時点

- 「スポットスキニング照射」・「IMPT（強度変調陽子線治療）」の導入
- 通院治療がしやすい「都市型施設」
- 様々な治療法を組み合わせた集学的な治療が可能な「病院併設型施設」
- 東海3県初の「陽子線がん治療施設」

愛知県における障害保健福祉圏域



10 医療費の助成

(福祉局)

○子ども医療費の助成に対する補助の拡充

○障害者医療費の助成及び福祉給付金制度に対する補助の拡充

(1) 子ども医療費助成

県における助成対象は、入院は中学校3年生まで、通院は就学前までとなっていますが、本市では子育て支援の推進のため、入院は18歳まで、通院は中学校3年生まで助成しています。また現在、県内全ての市町村で、入通院ともに少なくとも中学校3年生まで対象となっています。

子育て支援の推進のため、子ども医療費助成に対する補助制度の拡充を要望します。

(2) 障害者医療費助成及び福祉給付金制度

本市においては、障害の種類を区分することなく必要な支援を受けられるよう、障害者医療について、身体・知的障害者に加えて精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者についても、精神科疾患に係る医療費に限定することなく、助成対象としています。

また、福祉給付金制度におけるねたきり・認知症の方についても、障害者と同様の所得基準により助成を行っています。

加えて、障害者の範囲に含まれる難病患者のうち、日常生活が著しい制限を受けると医師が証明した方を助成対象としています。

本制度の重要性を踏まえ、障害者医療費の助成及び福祉給付金制度に対する補助制度の拡充を要望します。

1 1 教育行政の充実

(教育委員会、県民文化局)

- 肢体不自由者のための特別支援学校の新設の早期実現
- 知的障害者のための特別支援学校の整備に対する補助
- 私立高校生授業料助成制度の拡充
- I C T教育の充実

(1) 肢体不自由者のための特別支援学校の新設の早期実現

現在、本市には肢体不自由者のための特別支援学校が2校ありますが、児童生徒数が県下肢体不自由特別支援学校の中で最も多い状況にあり、施設の狭あい化が課題となっています。

また、片道60分以上の長時間通学については、平成30年12月に策定された「第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）」（以下「推進計画」という。）において、その解消を図ることが課題となっています。本市域内においては、港特別支援学校についてスクールバスが平成26年度に1台、平成29年度に1台、増車されたところですが、学校から遠距離にある名古屋東部地域の肢体不自由者は依然として長時間通学を余儀なくされ、通学の負担が大きい状況です。

加えて医療的ケアを必要とする子どもは、スクールバスではなく保護者による送迎が必要となり、長時間の送迎は子どもと保護者双方にとって大きな負担となっています。

名古屋市域における肢体不自由者のための特別支援学校の教育環境の改善及び児童生徒の通学の負担を軽減するため、県が検討している名古屋東部地域における肢体不自由特別支援学校の早期設置を要望します。また、現在、新型コロナウイルス感染症対策のために臨時的に措置している港特別支援学校へのスクールバスの増車について、長時間通学解消のため恒久的に実施するなど、通学環境の改善を要望します。

肢体不自由者のための特別支援学校設置状況



＜現行の通学区域（名古屋市各区）＞

港特別支援学校…千種、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南、緑、名東、天白

名古屋特別支援学校…東、北、西、中村、中

小牧特別支援学校…守山

（２）知的障害者のための特別支援学校の整備に対する補助

特別支援学校の設置義務は法律上県にあるところですが、本市においては、知的障害の児童生徒のための特別支援学校を４校と分校を１校設置し、特別支援教育の充実に努めています。

現在、県におかれては、推進計画に基づき、知的障害特別支援学校の過大化による教室不足の解消にむけた取り組みを進められているところです。

本市においても、特に高等部を中心に生徒数が増加しており、施設の狭あい化が課題となっていることから、守山養護学校の増築を進めているほか、令和６年４月の供用開始に向けて、新たな高等特別支援学校の整備を進めるなど、施設の狭あい化の解消に努めています。

特別支援学校の設置義務は本来は県にあることを踏まえ、愛知県内の他市立特別支援学校と同様の補助を要望します。

(3) 私立高校生授業料助成制度の拡充

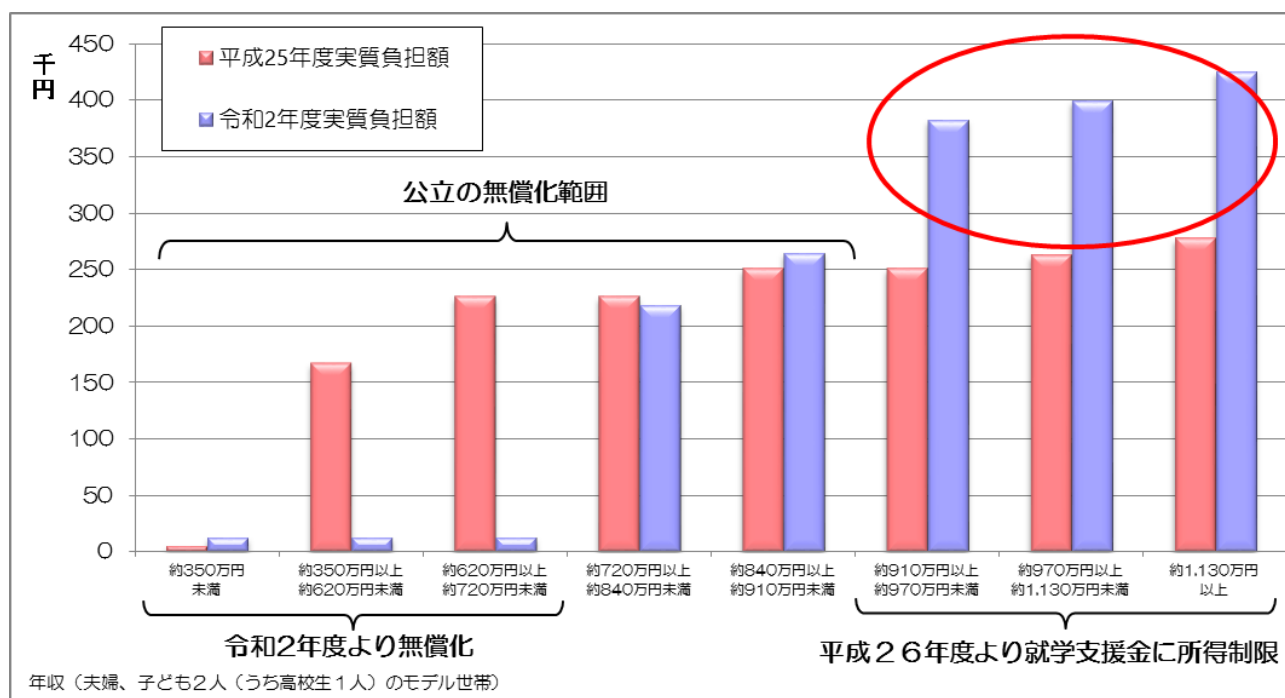
高校への進学率が95%を超えている現在、高校教育に占める私学の役割は非常に大きく市内中学校卒業生の4割超が私立高校へ進学しています。

令和2年度から国の私立高校授業料実質無償化が開始され、県における独自の授業料軽減措置により、実質無償化となる世帯の範囲が更に拡大されました。しかし、未だ約3分の1の私立高校生が、県独自の補助対象から外れており、実質無償化対象外の世帯における保護者負担の公私立間格差は依然として大きなものがあります。

さらに、平成26年度より、国の就学支援金に所得制限が導入され、約3割の私立高校生にとって保護者負担が大幅に増加しています。

保護者負担の格差是正のため、補助対象の拡大及び補助単価の一層の引き上げを要望します。

私立高校生における保護者負担の推移



県費補助対象の拡大・補助単価の一層の引き上げが必要

(4) ICT教育の充実

本市立特別支援学校高等部においては、障害者権利条約における教育理念に従い、小中学部と同様に、入学の対象となる全ての生徒を受け入れています。国の「公立学校情報機器整備費補助金」による端末整備の対象外となっています。県におかれては、高等部を含めた県立特別支援学校全ての児童生徒に、1人1台タブレット端末を整備することとされています。

また、高等学校には、各市町村の中学校から生徒が進学することから、各市町村で児童生徒のICT活用能力に差があると、高等学校における指導に混乱が生じることが想定されます。

これらの現状を踏まえ、以下の点についてICT教育の充実を図るよう要望します。

- ア 特別支援学校高等部の生徒についても、義務教育と同様の整備ができるよう、整備に係る補助を創設すること。
- イ 県内で、児童生徒のICT活用能力に差が出ないよう各市町村の取り組みを支援すること。

12 「あいち森と緑づくり事業」と本市施策との連携

(農林基盤局、建設局、都市整備局)

○「あいち森と緑づくり事業」と本市施策との連携

都市の緑は、良好な景観・快適な都市環境の形成を図る上で重要な役割を果たしています。

本市では、都市化の進展に伴い、緑が減少しつつあるなか、緑の保全と創出を図るため、公園整備や街路樹植栽、公有地緑化、優良な民有地緑化への助成、里山林の保全などに取り組んでいます。

こうした中、街路樹については、その多くが植栽後40年以上経過し、大木化や老木化による倒木や落枝、根上がりなどの課題を抱えています。そのため、本市では、健全で美しい街路樹への再生を図るため、「街路樹再生指針」に基づき、「美しい並木道再生事業」による補助を活用して植え替えに取り組んでいます。

また、民有地においては、緑化地域制度と民有地緑化助成制度により緑化を促進しており、「緑の街並み推進事業」による補助は、民有地の緑化の促進と質の向上に欠かせないものとなっています。

さらに、里山林については、都市計画公園・緑地や特別緑地保全地区の指定等により保全に努めています。しかし、里山林は利用されなくなることで荒廃がすすむため、市民協働による「里山林整備事業」を活用することで、より一層里山林の保全・活用に努めてまいります。

今後も、「あいち森と緑づくり事業」を積極的に活用し、緑の保全と創出を図っていくため、以下の点について要望します。

- ア 街路樹の計画的な植え替えが実施できるよう、美しい並木道再生事業に関し、必要額を確保すること。
- イ 民有地緑化の一層の促進、質の向上のため、緑の街並み推進事業に関し、必要額を確保すること。
- ウ 市内に残る里山林を保全活用するため、里山林整備事業に関して対象要件を拡大すること。

1 3 国直轄事業の県負担金に対する市負担の見直し

(都市整備局)

○国直轄事業の県負担金に対する市負担の見直し

国営木曽三川公園事業の負担金については、愛知・岐阜・三重の三県が都市公園法に基づき負担しており、令和2年度はその負担割合について5年ごとの見直しの年に当たります。また、そのうち愛知県負担額の一部を県・市の覚書に基づき本市が負担しています。

国直轄事業については、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた事業については、地方負担を廃止すべきですが、国と地方との関係のみならず、県と市においても、それぞれの役割分担や負担金について見直す必要があります。

国直轄事業については、国の負担で整備を行い、地方の負担金を廃止するよう、国に対して働きかけるとともに、国営木曽三川公園事業については、社会情勢の変化などを踏まえ、本市の負担金の見直しについて要望します。

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。